

北マリアナ諸島への入国（境）について（新たな隔離措置）

8月14日、北マリアナ諸島政府は、グアムの新型コロナウイルス感染拡大に伴い、北マリアナ諸島（以下 CNMI）への入国（境）に際し、新たな隔離措置の発表がありました。

1. 到着後の隔離措置

全てのサイパン入国（境）者は、サイパン到着の際、到着時及び到着5日後の再検査の結果、陰性となるまで（最短5～7日）政府指定の施設において隔離措置の対象となります。ただし、要職者（下記リストの対象者 <http://www.cisa.gov/critical-infrastructure-sectors>）の入国（境）については、入国（境）理由の明確性、出発地点、事前のPCR検査、経路の説明が判断基準となります。なお、陰性の場合は隔離措置が解除されますが、陽性の場合は引き続き隔離措置がとられます。

2. 費用負担

- (1) 要職者及び CNMI 居住者については、隔離中に必要な経費（新型コロナウイルス特別対策本部指定の隔離施設滞在費、検査費用）は当地政府負担となります。
- (2) CNMI 非居住者については、隔離中に必要な経費（新型コロナウイルス特別対策本部指定の隔離施設滞在費（400米ドル/日）、及び検査費用として上限300米ドルが必要となります。）は自己負担となります。

3. 全てのサイパン入国（境）者は、到着前に下記の登録及び同意を行う必要があります。

(1) 事前オンライン登録：

CNMI 到着の遅くとも3日前までに下記の URL より申請用紙（CNMI Mandatory Declaration Form）に記入すること。

<https://governor.gov.mp/covid-19/travel/>

(2) 監視システムへの登録：

御自身が選択した方法により、“Sara Alert System” から少なくとも14日間は毎日通知があるので、これに回答すること。

(3) PCR 再検査の実施：

到着時及び到着 5 日後の PCR 検査による検体の採取に同意すること。

(4) 事前 PCR 検査：

入国（境）前に実施した PCR 検査陰性証明書を取得すること。

4. 事前 PCR 検査

PCR 検査陰性証明書とは、①渡航者の氏名、検査機関名、検査日、検査結果（到着時から遡り 3～6 日以内のもの）の記載があり、②全て英語で記載されている文書。

- ① 検体が鼻腔・口腔咽頭で採取、検査されたもの（血液・唾液検査は不可）であること。
- ② 医療機関名だけでなく検査機関名の表記があること。
- ③ 検体が採取された日時の記載があること。
- ④ 検査方法が RT-PCR (reverse transcription PCR) であること。
- ⑤ FDA による緊急使用許可 (Emergency Use Authorization) の下、検査したものであることを証明する表記があること。

- これまで CNMI 非居住者については、事前（到着前 3～6 日以内）の PCR 検査を実施することで、陰性の結果が出るまでの自主隔離を受けることができましたが、今回の措置により、このメリットを受けることができなくなりました。一方、CNMI 非居住者が事前の PCR 検査の結果を所持せず入国（境）した場合には、不利な取り扱いを受ける可能性も排除されませんので、御注意をお願いします。

同措置は随時変更される可能性がありますので、北マリアナ諸島政府からの情報入手に努めてください。

ウェブサイト：www.governor.gov.mp

新型コロナウイルス情報ライン：287-0046/287-1089/287-0489（月曜日から金曜日 午前 7:30 から午後 4:30）